

令和 7 年第 2 回愛知中部水道企業団議会定例会提出議案一覧表

令和 7 年 7 月 2 5 日午後 2 時開議

議案第 9 号 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について

議案第 9 号

愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 7 月 2 5 日提出

愛知中部水道企業団

企業長 佐 藤 有 美

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）等の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第19条第1項」を「第19条の2第1項」に改める。

第19条中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の2とし、第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号。以下「育休条例」という。）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育休条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、企業長が規則で定める期間内に、次に掲げる

措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く。」を「除く。次条において同じ。」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「勤務時間条例」を「愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条

例（平成８年条例第１号）」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第２０条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２０条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２０条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１） 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

（２） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２０条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条

第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２１条中「職員が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第２２条中「第１３条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１９条第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第３条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、施行日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例第２０条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

第1条分 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 略 第16条～第18条 略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条 任命権者は、愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号。以下「育休条例」という。）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 育休条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、企業長が規則で定める期間内に、</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 略 第16条～第18条 略 <u>（新設）</u>

次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第2条分 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）新旧対照表

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第19条 略 （1） 略 （2） 勤務日の日数_____を考慮して企業長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。） （第1号部分休業の承認） 第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号）第14条の規定により企業長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が任命権者が定める休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業をすることができない職員） 第19条 略 （1） 略 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して企業長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定により企業長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が任命権者が定める休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 2 1 条 職員が育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき給与規則第 3 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減じて支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 2 2 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 2 1 条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき給与規則第 3 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減じて支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 2 2 条 第 1 3 条の規定は、部分休業について準用する。

令和 6 年 度

愛知中部水道企業団水道事業会計決算書

愛知中部水道企業団

議案第 10 号

令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び
決算の認定について

令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計に生じた利益は、
地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2
項の規定により処分し、令和 6 年度愛知中部水道企業団水道
事業会計決算を同法第 30 条第 4 項の規定により、別紙監査
委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 7 月 25 日提出

愛知中部水道企業団

企業長 佐藤 有 美

目

次

I 決 算 書 類

1 決 算 報 告 書	2
2 損 益 計 算 書	6
3 剰 余 金 計 算 書	8
4 剰余金処分計算書(案)	10
5 貸 借 対 照 表	11
6 注 記 表	14

II 決 算 附 属 書 類

事 業 報 告 書	17
-----------------	----

III 財 務 諸 表 附 属 書 類

1 キャッシュ・フロー計算書	33
2 収 益 費 用 明 細 書	35
3 固 定 資 産 明 細 書	44
4 企 業 債 明 細 書	46

I 決 算 書 類

1 令和6年度愛知中部水道

(1) 収益的收入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	7,584,656,000	0	0
第1項 営業収益	6,685,195,000	0	0
第2項 営業外収益	896,967,000	0	0
第3項 特別利益	2,494,000	0	0

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備 費支 出額	流 用 増 減 額	地方公営企業 法第24条 第3項の規定 による支出額	小 計
第1款 水道事業費用	6,615,918,000	6,549,000	0	0	0	6,622,467,000
第1項 営業費用	6,496,308,000	6,549,000	0	0	0	6,502,857,000
第2項 営業外費用	119,574,000	0	0	△ 100,788	0	119,473,212
第3項 特別損失	36,000	0	0	100,788	0	136,788

企 業 団 水 道 事 業 決 算 報 告 書

(単位 円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
7,584,656,000	7,680,294,933	95,638,933	
6,685,195,000	6,761,185,600	75,990,600	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 609,321,167)
896,967,000	919,059,833	22,092,833	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 1,181,845)
2,494,000	49,500	△ 2,444,500	

(△は減額を示す)

(単位 円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条 第2項の規定 による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条 第2項の規定 による繰越額	合 計				
0	6,622,467,000	6,531,488,187	462,000	90,516,813	
0	6,502,857,000	6,439,298,509	462,000	63,096,491	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 324,338,471)
0	119,473,212	92,052,890	0	27,420,322	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 266,757) (うち、消費税及び地方 消費税納付額 53,508,900)
0	136,788	136,788	0	0	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 112)

(△は減額を示す)

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	1,607,640,000	261,000	1,607,901,000	94,306,265
第1項 企業債	500,000,000	0	500,000,000	0
第2項 県補助金	41,690,000	△ 7,439,000	34,251,000	0
第3項 工事負担金	1,065,642,000	0	1,065,642,000	94,306,265
第4項 固定資産売却代金	308,000	0	308,000	0
第5項 国補助金	0	7,700,000	7,700,000	0

支 出

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計
第1款 資本的支出	4,225,466,000	0	0	4,225,466,000	301,602,400	0	4,527,068,400
第1項 建設改良費	4,030,257,000	0	0	4,030,257,000	301,602,400	0	4,331,859,400
第2項 企業債償還金	191,548,000	0	0	191,548,000	0	0	191,548,000
第3項 補助金返還金	3,661,000	0	0	3,661,000	0	0	3,661,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,454,057,755円は、減債積立金 8,000,000円、建設改良積立金 1,506,326,048円及び当年度分損益勘定留保資金 568,546,954円で補てんした。

(単位 円)

額	合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額に係る財源充当額				
0	1,702,207,265	1,085,987,542	△ 616,219,723	
0	500,000,000	500,000,000	0	
0	34,251,000	34,251,000	0	
0	1,159,948,265	551,538,542	△ 608,409,723	(うち、仮受消費税及び地方消費税 41,203,500)
0	308,000	198,000	△ 110,000	(うち、仮受消費税及び地方消費税 18,000)
0	7,700,000	0	△ 7,700,000	

(△は減額を示す)

(単位 円)

決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
3,540,045,297	354,269,300	0	354,269,300	632,753,803	
3,346,929,301	354,269,300	0	354,269,300	630,660,799	(うち、仮払消費税及び地方消費税 270,626,592)
189,460,415	0	0	0	2,087,585	
3,655,581	0	0	0	5,419	

142,159,902円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 229,024,851円、過年度分損益勘定留保資金

2 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	5,888,881,753		
(2) その他営業収益	218,354,418		
(3) 他会計負担金	44,628,262	6,151,864,433	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	2,307,905,032		
(2) 配水及び給水費	906,943,811		
(3) 総係費	706,903,378		
(4) 議会及び監査費	1,337,944		
(5) 水源地環境整備事業費	15,554,958		
(6) 減価償却費	2,032,941,715		
(7) 資産減耗費	143,373,200	6,114,960,038	
営業利益			36,904,395
3 営業外収益			
(1) 受取利息	3,244,344		
(2) 長期前受金戻入	850,981,054		
(3) 雑収益	63,737,428	917,962,826	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	35,182,506		
(2) 雑支出	3,886,077	39,068,583	878,894,243
経常利益			915,798,638
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	49,500	49,500	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	100,795		
(2) 過年度損益修正損	35,881	136,676	△ 87,176
当年度純利益			915,711,462
前年度繰越利益剰余金			319,019,105
その他未処分利益剰余金変動額			150,159,902
当年度未処分利益剰余金			1,384,890,469

3 令和6年度愛知中部水道

(令和6年4月1日から)

	資本金	
		資本剰余金
		受贈財産評価額
前年度末残高	32,068,918,915	215,362,651
前年度処分額	1,093,217,129	0
議会の議決による処分額	1,093,217,129	0
減債積立金の積立	0	0
建設改良積立金の積立	0	0
資本金への組入れ	1,093,217,129	0
処分後残高	33,162,136,044	215,362,651
当年度変動額	0	0
減債積立金取崩しに伴う振替	0	0
建設改良積立金取崩しに伴う振替	0	0
当年度純利益	0	0
当年度末残高	33,162,136,044	215,362,651

企業団水道事業剰余金計算書

令和7年3月31日まで)

(単位 円)

剰 余 金				資 本 合 計
利 益 剰 余 金				
減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金 合計	
8,000,000	142,159,902	1,587,764,509	1,737,924,411	34,022,205,977
9,000,000	166,528,275	△ 1,268,745,404	△ 1,093,217,129	0
9,000,000	166,528,275	△ 1,268,745,404	△ 1,093,217,129	0
9,000,000	0	△ 9,000,000	0	0
0	166,528,275	△ 166,528,275	0	0
0	0	△ 1,093,217,129	△ 1,093,217,129	0
17,000,000	308,688,177	(繰越利益剰余金) 319,019,105	644,707,282	34,022,205,977
△ 8,000,000	△ 142,159,902	1,065,871,364	915,711,462	915,711,462
△ 8,000,000	0	8,000,000	0	0
0	△ 142,159,902	142,159,902	0	0
0	0	915,711,462	915,711,462	915,711,462
9,000,000	166,528,275	(当年度未処分利益剰余金) 1,384,890,469	1,560,418,744	34,937,917,439

(△は減額を示す)

4 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	33,162,136,044	215,362,651	1,384,890,469
議会の議決による処分額	1,001,140,956	0	△ 1,048,303,349
減債積立金の積立	0	0	△ 3,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 44,162,393
資本金への組入れ	1,001,140,956	0	△ 1,001,140,956
処分後残高	34,163,277,000	215,362,651	(繰越利益剰余金) 336,587,120

（△は減額を示す）

5 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	1,864,700,081	
ロ 建 物	1,689,978,419	
減価償却累計額	<u>△ 1,165,772,202</u>	524,206,217
ハ 構 築 物	93,416,100,826	
減価償却累計額	<u>△ 42,480,509,701</u>	50,935,591,125
ニ 機 械 及 び 装 置	3,212,698,541	
減価償却累計額	<u>△ 2,029,044,917</u>	1,183,653,624
ホ 車 両 運 搬 具	109,790,535	
減価償却累計額	<u>△ 85,522,277</u>	24,268,258
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	441,754,485	
減価償却累計額	<u>△ 333,821,035</u>	107,933,450
ト 建 設 仮 勘 定	<u>469,617,630</u>	
有形固定資産合計		55,109,970,385

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権	1,253,115	
ロ ソ フ ト 開 発 費	<u>17,468,002</u>	
無形固定資産合計		18,721,117

(3) 投資その他の資産

イ 投 資 有 価 証 券	500,000,000	
ロ 破 産 更 生 債 権 等	315,497	
貸 倒 引 当 金	<u>△ 315,497</u>	
投資その他の資産合計		<u>500,000,000</u>

固 定 資 産 合 計 55,628,691,502

2 流 動 資 産

(1) 現 金・預 金	2,995,624,642	
(2) 未 収 金	589,049,962	
貸 倒 引 当 金	<u>△ 6,757,726</u>	582,292,236
(3) 貯 蔵 品		61,684,320

(単位 円)

(4) 前 払 費 用	3, 018, 680	
(5) 前 払 金	38, 055, 860	
(6) その他流動資産	10, 300, 000	
(7) 水道水源環境保全基金	<u>336, 587, 120</u>	
流 動 資 産 合 計		<u>4, 027, 562, 858</u>
資 産 合 計		<u>59, 656, 254, 360</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2, 407, 554, 653</u>	
企 業 債 合 計		2, 407, 554, 653
(2) 引 当 金		
イ 退 職 給 付 引 当 金	619, 483, 306	
ロ 修 繕 引 当 金	<u>358, 866, 706</u>	
引 当 金 合 計		<u>978, 350, 012</u>
固 定 負 債 合 計		3, 385, 904, 665

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>171, 778, 874</u>	
企 業 債 合 計		171, 778, 874
(2) 未 払 金		1, 049, 782, 144
(3) 前 受 金		23, 518, 981
(4) 引 当 金		
イ 賞 与 引 当 金	60, 727, 000	
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>11, 677, 000</u>	
引 当 金 合 計		72, 404, 000
(5) 預 り 金		283, 929, 936
(6) その他流動負債	<u>10, 300, 000</u>	
流 動 負 債 合 計		1, 611, 713, 935

(単位 円)

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 国庫補助金長期前受金	673,812,197	
収益化累計額	<u>△ 249,384,787</u>	424,427,410
ロ 県補助金長期前受金	1,335,414,393	
収益化累計額	<u>△ 621,200,640</u>	714,213,753
ハ 工事負担金長期前受金	39,177,893,985	
収益化累計額	<u>△ 22,015,301,704</u>	17,162,592,281
ニ 受贈財産評価額 長期前受金	1,803,952,200	
収益化累計額	<u>△ 395,682,452</u>	1,408,269,748
ホ 寄附金長期前受金	15,000,000	
収益化累計額	<u>△ 4,387,500</u>	10,612,500
ヘ その他長期前受金	1,463,000	
収益化累計額	<u>△ 860,371</u>	<u>602,629</u>
長期前受金合計		<u>19,720,718,321</u>
繰延収益合計		<u>19,720,718,321</u>
負債合計		<u>24,718,336,921</u>

資 本 の 部

6 資 本 金 33,162,136,044

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	<u>215,362,651</u>	
資本剰余金合計		215,362,651

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金	9,000,000	
ロ 建設改良積立金	166,528,275	
ハ 当年度未処分 利益剰余金	<u>1,384,890,469</u>	
利益剰余金合計		<u>1,560,418,744</u>
剰余金合計		<u>1,775,781,395</u>
資本合計		<u>34,937,917,439</u>
負債資本合計		<u>59,656,254,360</u>

6 注 記 表

I. 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

建物 10～50年

構築物 30～60年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～7年

工具器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

・ 主な耐用年数

ソフト開発費 5年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、愛知県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1 年内	920,436 円
1 年超	2,010,129 円
計	2,930,565 円

III. その他の注記

1 新会計基準移行に係る経過措置

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当として 185,025,153円を支給することとなったため、賞与引当金 58,864,000円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、法定福利費として 201,566,891円を支出することとなったため、法定福利費引当金 10,782,000円を取り崩した。

(3) 貸倒引当金の取崩し

当年度において、貸倒れ債権として 1,121,682円を処理することとなったため、貸倒引当金 1,086,929円を取り崩した。

3 会計経理に関する重要事項

当年度の純利益 915,711,462円のうち、17,568,015円は水道水源環境保全基金分である。

Ⅱ 決 算 附 属 書 類

令和6年度愛知中部水道企業団水道事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

ア 営業収支

令和6年度は、営業収益 6,151,864,433円に対し、営業費用 6,114,960,038円で、営業利益は 36,904,395円となりました。また、営業外収益 917,962,826円に対し、営業外費用 39,068,583円で、経常利益は 915,798,638円となりました。

また、特別利益が 49,500円、特別損失が 136,676円ありましたので、当年度純利益は 915,711,462円となりました。

イ 業 務

令和6年度において、給水戸数は 143,031戸（対前年度比1.4パーセント増）、給水人口は 328,226人（対前年度比0.2パーセント増）となりました。また、総配水量は 34,951,935立方メートル（対前年度比0.3パーセント増）で、5,888,881,753円（対前年度比0.1パーセント増）の料金収入がありました。

ウ 改良工事

配水設備改良事業として、事業費 3,276,123,236円を投じ、水道施設整備事業・重要給水施設管路耐震化県補助事業として配水管布設替工事 34件 15,922メートル始め、下水道関連事業等に伴う配水管布設替工事を実施しました。

(2) 経営指標に関する事項

(単位 ٪)

指 標 名		令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
経営の健全性・効率性	経 常 収 支 比 率	114.88	117.31	△ 2.43
	流 動 比 率	249.89	244.96	4.93
	企 業 債 残 高 対 給 水 収 益 比 率	43.80	38.57	5.23
	料 金 回 収 率	111.05	114.52	△ 3.47
	施 設 利 用 率	77.26	74.22	3.04
老朽化の状況	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率	46.62	46.65	△ 0.03
	管 路 経 年 化 率	30.78	30.53	0.25
	管 路 更 新 率	1.04	1.27	△ 0.23

(△は減を示す)

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
議案第 5 号	令和 5 年度愛知中部水道企業団水道事業会計利益処分及び決算の認定について	令和6年7月25日	令和6年7月25日
議案第 6 号	愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について	令和6年12月26日	令和6年12月26日
議案第 7 号	愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	令和6年12月26日	令和6年12月26日
議案第 8 号	令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）について	令和6年12月26日	令和6年12月26日
議案第 1 号	愛知中部水道企業団行政不服審査会条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について	令和7年3月7日	令和7年3月7日
議案第 2 号	愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例及び愛知中部水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	令和7年3月7日	令和7年3月7日
議案第 3 号	愛知中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について	令和7年3月7日	令和7年3月7日
議案第 4 号	損害賠償の額の決定について	令和7年3月7日	令和7年3月7日
議案第 5 号	令和 6 年度愛知中部水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）について	令和7年3月7日	令和7年3月7日
議案第 6 号	令和 7 年度愛知中部水道企業団水道事業会計予算について	令和7年3月7日	令和7年3月7日
議員提出 議案第 1 号	愛知中部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	令和7年3月7日	令和7年3月7日

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	許認可年月日
令和6年4月17日	愛知県知事	令和 6 年度愛知県生活基盤施設耐震化等補助金	令和6年6月27日
令和6年7月22日	愛知県知事	令和 6 年度起債（第 1 次分）	令和6年8月20日
令和7年2月4日	国土交通大臣	社会資本整備総合交付金	令和7年3月14日

(5) 職員に関する事項

(単位 人)

年月日	企業職（一）			企業職（二）			合計	備考
	事 務	技 術	計	業務員	用務員	計		
令和6年3月31日	69	30	99	0	0	0	99	定員115
令和7年3月31日	71	28	99	0	0	0	99	定員115
差 引	2	△ 2	0	0	0	0	0	

(△は減を示す)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

愛知中部水道企業団給水条例(昭和50年条例第14号)の一部改正(令和6年条例第5号)により
水道料金について次表のとおり改定しました。(施行期日 令和7年6月1日)

旧料金

基 本 料 金		使 用 料 金		
口 径	金 額	区 分	水 量	金 額
13 mm	800 円	第 1	10立方メートルまで	1立方メートル 当たり 41 円
20	1,600			
25	4,000	第 2	11立方メートルから 20立方メートルまで	" 131
30	6,000			
40	12,000	第 3	21立方メートルから 30立方メートルまで	" 156
50	18,800			
75	44,000	第 4	31立方メートルから 50立方メートルまで	" 181
100	83,200			
150	172,800	第 5	51立方メートルから 80立方メートルまで	" 211
200	221,600			
		第 6	81立方メートルから 150立方メートルまで	" 231
		第 7	151立方メートル以上	" 261
臨 時 用 1立方メートル当たり				501

使用料金のうち使用水量1立方メートルにつき1円は、愛知中部水道企業団水道水源環境保全基金条例(平成12年条例第1号)に定める愛知中部水道企業団水道水源環境保全基金の原資とする。

新料金

基 本 料 金		使 用 料 金		
口 径	金 額	区 分	水 量	金 額
13 mm	1,100 円	第 1	10立方メートルまで	1立方メートル 当たり 60 円
20	2,000			
25	4,800	第 2	11立方メートルから 20立方メートルまで	" 145
30	7,400			
40	14,000	第 3	21立方メートルから 30立方メートルまで	" 175
50	21,800			
75	49,200	第 4	31立方メートルから 50立方メートルまで	" 200
100	96,400			
150	188,800	第 5	51立方メートルから 80立方メートルまで	" 230
200	248,200			
		第 6	81立方メートルから 150立方メートルまで	" 250
		第 7	151立方メートル以上	" 275
臨 時 用 1立方メートル当たり				500

2 工 事

(1) 改良工事の概況

(1件 税込額1,000万円以上)

工 事 の 内 容	本年度施行内容	本年度工事費 (円)	着 工 年 月 日	竣 工 又 は 竣工予定年月日	繰越工事 出来形
豊明市三崎町他地内配水管布 設替工事 R4～R6	DCIP φ 300～75 L=892 HPP φ 100～50 L=57	191,834,500 (346,588,000)	R5. 4. 1	R7. 2. 21	債務負担
日進市梅森台三丁目他地内配 水管布設替工事 R4～R6	DCIP φ 150～75 L=151 HPP φ 100～50 L=1434	140,703,200 (279,224,000)	R5. 4. 1	R7. 3. 7	債務負担
みよし市東陣取山他地内配水 管布設替工事 R4～R6	HPP φ 100～50 L=1346	119,634,900 (280,907,000)	R5. 4. 1	R7. 1. 31	債務負担
長久手市山野田地内配水管布 設替工事その3 R4～R6	DCIP φ 300～75 L=427 HPP φ 100～50 L=786	141,685,500 (265,089,000)	R5. 4. 1	R7. 2. 28	債務負担
東郷町白鳥2丁目他地内配水管 布設替工事 R4～R6	DCIP φ 250～75 L=289 HPP φ 100～50 L=1411	150,271,000 (275,660,000)	R5. 4. 1	R7. 3. 17	債務負担
豊明市栄町大根地内配水管布 設替工事その3 R5	DCIP φ 150 L=109 HPP φ 75～50 L=773	15,890,600 (89,881,000)	R5. 8. 3	R6. 5. 10	
豊明市阿野町池下他地内配水 管布設替工事 R5	DCIP φ 200～75 L=372 HPP φ 50 L=17 SUS200A L=11	18,207,200 (96,448,000)	R5. 8. 17	R6. 5. 31	
日進赤池箕ノ手土地区画整理 内配水管布設工事その15 R5	HPP φ 100～50 L=1111	47,806,000 (47,806,000)	R5. 10. 5	R7. 2. 6	
三ヶ峯幹線送水管布設替工事 その5 R5～R6	HPP φ 100 L=403	66,500,500 (73,832,000)	R5. 10. 20	R7. 3. 14	債務負担
三ヶ峯幹線流量計設備設置工 事 R5～R6	一式	19,503,000 (19,503,000)	R5. 12. 21	R7. 1. 31	
日進市本郷町前田地内配水管 布設替工事その2 R5～R6	DCIP φ 150～100 L=300 HPP φ 100 L=110	34,419,000 (38,390,000)	R5. 12. 21	R6. 7. 26	
みよし市福田町屋敷浦他地内 配水管布設替工事 R5～R6	HPP φ 75～50 L=498	52,525,000	R5. 12. 21	R6. 10. 25	債務負担
豊明市栄町新左山地内配水管 布設替工事 R5～R6	HPP φ 100～50 L=871	81,653,000	R6. 2. 1	R7. 1. 20	債務負担
豊明市新栄町6丁目他地内配水 管布設替工事 R5～R6	DCIP φ 150～75 L=386 HPP φ 100～50 L=372	78,716,000	R6. 2. 1	R6. 12. 24	債務負担
日進市米野木町追鳥地内配水 管布設替工事 R5～R6	DCIP φ 500～75 L=464 HPP φ 75 L=7	71,280,000	R6. 2. 1	R6. 11. 11	債務負担
みよし市福谷町棚田地内配水 管布設替工事 R5～R6	DCIP φ 200～75 L=308 HPP φ 75～50 L=291	75,779,000	R6. 2. 1	R7. 1. 15	債務負担
長久手市段の上地内配水管布 設替工事 R5～R6	HPP φ 75～50 L=538	52,217,000	R6. 2. 1	R6. 10. 4	債務負担

(契約が複数年度に亘る場合は、本年度工事費の下段に契約額を()で記載)

工 事 の 内 容	本年度施行内容	本年度工事費 (円)	着 工 年 月 日	竣 工 又 は 竣工予定年月日	繰越工事 出 来 形
長久手市塚田地内配水管布設 替工事その1 R5～R6	HPP φ 100～50 L=499	52,470,000	R6. 2. 1	R6. 10. 28	債務負担
東郷町春木畑尻他地内配水管 布設替工事 R5～R6	DCIP φ 150～100 L=5 HPP φ 100～50 L=595	63,701,000	R6. 2. 1	R7. 1. 31	債務負担
東郷町北山台2丁目他地内配水 管布設替工事 R5～R6	DCIP φ 200～75 L=75 HPP φ 100～50 L=332	62,238,000	R6. 2. 1	R7. 1. 17	債務負担
東郷配水場緊急遮断弁電気設 備設置工事 R5～R6	一式	13,728,000 (21,120,000)	R6. 2. 15	R7. 8. 8	65.0%
東郷配水場緊急遮断弁更新工 事 R5～R6	一式	27,611,100 (61,358,000)	R6. 3. 13	R8. 2. 27	45.0%
笠寺山日進西中線配水管布設 替工事その1(補助金) R6	DCIP φ 150～75 L=483	52,932,000	R6. 4. 25	R6. 11. 15	
日進市本郷町古郷地内配水管 布設替工事その4 R6	HPP φ 75～50 L=410	29,337,000	R6. 4. 25	R7. 2. 20	
日進市本郷町古郷地内配水管 布設替工事その5 R6	HPP φ 50 L=503	34,606,000	R6. 4. 25	R7. 2. 20	
日進市東山一丁目地内配水管 布設替工事その2 R6	DCIP φ 150～75 L=51 HPP φ 100～50 L=425	57,057,000	R6. 4. 25	R7. 2. 28	
東山三吉小線配水管布設替工 事その2(補助金) R6	DCIP φ 200～75 L=292 HPP φ 100～50 L=90	60,313,000	R6. 4. 25	R6. 10. 31	
横道グリーン線配水管布設替 工事その18(補助金) R6	DCIP φ 300～75 L=549 HPP φ 100～50 L=18	120,065,000	R6. 4. 25	R7. 3. 7	
豊明市二村台7丁目地内配水管 布設替工事その4 R6	HPP φ 50 L=87	10,626,000	R6. 5. 1	R6. 8. 30	
日進市本郷町西原他地内仮設 配管布設工事 R6	PP φ 100～50 L=1118	27,038,000	R6. 5. 1	R6. 9. 27	
横道グリーン線配水管布設替 工事その20 R6	DCIP φ 700～600 L=50	76,109,000	R6. 5. 16	R7. 3. 14	
庁舎改修工事 R6	一式	54,340,000	R6. 5. 16	R6. 12. 13	
豊明柿ノ木地区用地造成事業 内配水管布設工事その3 R6	DCIP φ 200～φ 150 L=269	24,310,000	R6. 5. 30	R7. 2. 14	
二村山沓掛小線配水管布設替 工事その2(補助金) R6	DCIP φ 150～φ 75 L=498 HPP φ 75～φ 50 L=322	84,964,000	R6. 6. 6	R7. 3. 7	
計装監視設備更新工事 R6	一式	24,955,700	R6. 6. 13	R7. 3. 10	

(契約が複数年度に亘る場合は、本年度工事費の下段に契約額を()で記載)

工 事 の 内 容	本年度施行内容	本年度工事費 (円)	着 工 年 月 日	竣 工 又 は 竣工予定年月日	繰越工事 出 来 形
日進香久山西部土地区画整理 内配水管布設工事その4 R6	HPP φ 100～φ 50 L=1174	39,600,000	R6. 6. 20	R7. 3. 5	
東郷春木台小線配水管布設替 工事（補助金）R6	DCIP φ 300～φ 75 L=302 HPP φ 75～φ 50 L=32	74,789,000	R6. 6. 26	R7. 2. 25	
東郷館小線配水管布設替工事 その3（補助金）R6	DCIP φ 150～φ 75 L=301 HPP φ 100～φ 50 L=45	54,956,000	R6. 7. 3	R7. 1. 16	
豊明市三崎町中ノ坪地内配水 管布設替工事 R6	DCIP φ 75 L=3 HPP φ 75～φ 50 L=313	52,173,000	R6. 8. 14	R7. 3. 7	
長久手市岩作中権代他地内配 水管布設替工事 R6	DCIP φ 200 L=13 HPP φ 75 L=3	15,818,000	R6. 9. 4	R7. 2. 25	
日進赤池箕ノ手土地区画整理 内配水管布設工事その16 R6	DCIP φ 150～φ 75 L=86 HPP φ 100～φ 50 L=520	21,181,600 (36,520,000)	R6. 9. 11	R7. 6. 30	58.0%
東郷町春木新池地内配水管布 設替工事 R6～R7	DCIP φ 100～φ 75 L=194 HPP φ 75～φ 50 L=667	14,894,000 (74,470,000)	R6. 9. 19	R8. 3. 13	20.0%
日進市岩藤町長田他地内配水 管布設替工事その1 R6	HPP φ 50 L=1 SGP φ 50 L=6	29,436,000	R6. 9. 19	R7. 2. 26	
豊明市沓掛町寺池他地内配水 管布設替工事 R6	DCIP φ 200 L=37	14,102,000	R6. 10. 3	R7. 3. 13	
鉛ヶ松高嶺線仮設配管布設工 事 R6	DCIP φ 400～φ 300 L=167	27,227,200 (40,040,000)	R6. 10. 9	R7. 5. 30	68.0%
日進市岩崎町芦廻間他地内配 水管布設替工事 R6～R8	DCIP φ 300～φ 75 L=423 HPP φ 50 L=2	26,365,900 (235,400,000)	R6. 10. 24	R8. 7. 31	債務負担 30.0%
日進市梅森町向江地内配水管 布設替工事その2 R6	DCIP φ 200～φ 150 L=74 SUS 250A～150A L=20	69,220,800 (75,240,000)	R6. 10. 31	R7. 5. 9	92.0%
豊明間米南部土地区画整理内 仮設配管布設工事その1 R6	HPP φ 50 L=11	29,920,000 (37,400,000)	R6. 11. 14	R7. 6. 20	80.0%
日進香久山西部土地区画整理 内配水管布設工事その5 R6	DCIP φ 150～φ 75 L=223 HPP φ 100～φ 50 L=684	28,828,800 (68,640,000)	R6. 12. 19	R7. 7. 31	42.0%

(契約が複数年度に亘る場合は、本年度工事費の下段に契約額を()で記載)

(2) 保存工事の概況

ア 修繕工事

(1件 税込額1,000万円以上)

工 事 の 内 容	本年度施行内容	本年度工事費 (円)	着 工 年 月 日	竣 工 又 は 竣工予定年月日	備 考
蟹甲水源管理棟撤去工事 R6	一式	24,052,600	R6.6.6	R7.1.20	
水管橋塗替工事 R6	一式	13,200,000	R6.12.18	R7.3.17	
長久手市城屋敷他地内クリーニング工事 R6	一式	10,824,000	R6.12.18	R7.3.17	

イ 量水器取替状況

量水器口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	合 計
令和7年3月31日 現在設置数(個)	93,475	60,670	1,256	367	322	221	72	15	2	1	156,401
令和6年度 取替出庫数(個)	14,920	7,480	217	108	56	30	10	6	0	0	22,827

3 業 務
(1) 業 務 量

ア 業務量に関する事項

区 分	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	比 較		備 考
			増 減	対 比 (%)	
年 度 末 給 水 人 口 (人)	328,226	327,729	497	0.2	
年 度 末 給 水 戸 数 (戸)	143,031	141,011	2,020	1.4	
年 度 末 普 及 率 (%)	99.8	99.8	0.0	0.0	
総 配 水 量 (m ³)	34,951,935	34,863,262	88,673	0.3	
1 日 最 大 配 水 量 (m ³)	102,143	102,909	△ 766	△ 0.7	R6.7.3
1 日 平 均 配 水 量 (m ³)	95,497	95,516	△ 19	△ 0.0	
1 人 1 日 平 均 配 水 量 (ℓ/人)	290.9	291.4	△ 0.5	△ 0.2	
有 収 水 量 (m ³)	32,914,336	32,914,435	△ 99	△ 0.0	
有 収 率 (%)	94.17	94.41	△ 0.24	△ 0.3	
供 給 単 価 (円)	178.92	178.74	0.18	0.1	
給 水 原 価 (円)	161.12	156.07	5.05	3.2	

(△は減を示す)

イ 地区別給水量及び給水料金に関する事項

区 分		令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	比 較		備 考
				増 減	対 比 (%)	
豊 明 市	給 水 量 (m ³)	6,748,976	6,767,544	△ 18,568	△ 0.3	
	給水料金 (円)	1,174,286,406	1,175,710,469	△ 1,424,063	△ 0.1	
日 進 市	給 水 量 (m ³)	9,374,401	9,366,757	7,644	0.1	
	給水料金 (円)	1,684,873,726	1,679,549,876	5,323,850	0.3	
みよし市	給 水 量 (m ³)	6,258,424	6,231,939	26,485	0.4	
	給水料金 (円)	1,136,695,724	1,130,120,414	6,575,310	0.6	
長久手市	給 水 量 (m ³)	6,329,228	6,376,875	△ 47,647	△ 0.7	
	給水料金 (円)	1,172,108,410	1,185,562,920	△ 13,454,510	△ 1.1	
東 郷 町	給 水 量 (m ³)	4,203,307	4,171,320	31,987	0.8	
	給水料金 (円)	720,917,487	712,094,980	8,822,507	1.2	
合 計	給 水 量 (m ³)	32,914,336	32,914,435	△ 99	△ 0.0	
	給水料金 (円)	5,888,881,753	5,883,038,659	5,843,094	0.1	

(△は減を示す)

(2) 事業収入に関する事項

(単位 円)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
事 業 収 入	7,069,876,759	7,038,153,443	31,723,316
営 業 収 益	6,151,864,433	6,117,821,354	34,043,079
水 道 使 用 料	5,855,967,417	5,850,124,224	5,843,193
水 道 水 源 環 境 保 全 基 金 収 入	32,914,336	32,914,435	△ 99
そ の 他 営 業 収 益	218,354,418	216,610,006	1,744,412
他 会 計 負 担 金	44,628,262	18,172,689	26,455,573
営 業 外 収 益	917,962,826	907,981,513	9,981,313
受 取 利 息	3,244,344	3,244,200	144
長 期 前 受 金 戻 入	850,981,054	852,282,004	△ 1,300,950
雑 収 益	63,737,428	52,455,309	11,282,119
特 別 利 益	49,500	12,350,576	△ 12,301,076
固 定 資 産 売 却 益	0	183,112	△ 183,112
過 年 度 損 益 修 正 益	49,500	0	49,500
そ の 他 特 別 利 益	0	12,167,464	△ 12,167,464

(△は減額を示す)

(3) 事業費に関する事項

(単位 円)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
事 業 費	6,154,165,297	5,989,448,081	164,717,216
営 業 費 用	6,114,960,038	5,951,614,753	163,345,285
職 員 給 与 費	577,303,089	552,615,525	24,687,564
動 力 費	42,883,854	43,081,952	△ 198,098
薬 品 費	3,826,820	4,340,890	△ 514,070
修 繕 費	338,697,378	296,392,292	42,305,086
受 水 費	2,207,760,090	2,178,868,639	28,891,451
委 託 料	583,879,070	605,332,717	△ 21,453,647
水 源 地 環 境 整 備 事 業 費	15,554,958	12,216,625	3,338,333
減 価 償 却 費	2,032,941,715	2,019,908,609	13,033,106
資 産 減 耗 費	143,373,200	90,923,415	52,449,785
そ の 他 営 業 費 用	168,739,864	147,934,089	20,805,775
営 業 外 費 用	39,068,583	37,656,769	1,411,814
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	35,182,506	32,062,658	3,119,848
雑 支 出	3,886,077	5,594,111	△ 1,708,034
特 別 損 失	136,676	176,559	△ 39,883
固 定 資 産 売 却 損	100,795	38,915	61,880
過 年 度 損 益 修 正 損	35,881	137,644	△ 101,763

(△は減額を示す)

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

ア 改良工事請負契約

(1件 税込額1,000万円以上)

契 約 年 月 日	契 約 金 額 (円)	契 約 の 内 容	契 約 の 相 手 方	備考
R6. 4. 24	57,057,000	日進市東山一丁目地内配水管布設替工事その2 R6	日進管工株式会社	
R6. 4. 24	29,337,000	日進市本郷町古郷地内配水管布設替工事その4 R6	株式会社江原工業	
R6. 4. 24	34,606,000	日進市本郷町古郷地内配水管布設替工事その5 R6	幸村建設株式会社	
R6. 4. 24	52,932,000	笠寺山日進西中線配水管布設替工事その1(補助金) R6	株式会社鈴木工務店	
R6. 4. 24	120,065,000	横道グリーン線配水管布設替工事その18(補助金) R6	株式会社中部	
R6. 4. 24	60,313,000	東山三吉小線配水管布設替工事その2(補助金) R6	有限会社ミヨシ設備	
R6. 4. 30	10,626,000	豊明市二村台7丁目地内配水管布設替工事その4 R6	カネコ工業株式会社	
R6. 4. 30	27,038,000	日進市本郷町西原他地内仮設配管布設工事 R6	株式会社江原工業	
R6. 5. 15	76,109,000	横道グリーン線配水管布設替工事その20 R6	株式会社青山	
R6. 5. 15	54,340,000	庁舎改修工事 R6	中外商工株式会社 豊田営業所	
R6. 5. 29	24,310,000	豊明柿ノ木地区用地造成事業内配水管布設工事その3 R6	カネコ工業株式会社	
R6. 6. 5	84,964,000	二村山沓掛小線配水管布設替工事その2(補助金) R6	有限会社一千万水道 工業所	
R6. 6. 12	24,955,700	計装監視設備更新工事 R6	名三工業株式会社	
R6. 6. 19	39,600,000	日進香久山西部土地区画整理内配水管布設工事その4 R6	株式会社山本工務店	
R6. 6. 25	74,789,000	東郷春木台小線配水管布設替工事(補助金) R6	株式会社春木水道	
R6. 7. 2	54,956,000	東郷舘小線配水管布設替工事その3(補助金) R6	株式会社新星	

契 約 年 月 日	契 約 金 額 (円)	契 約 の 内 容	契 約 の 相 手 方	備 考
R6. 7. 31	11, 550, 000	横道配水場電気設備更新工事 R6	日本エンジニア株式会社	
R6. 8. 13	52, 173, 000	豊明市三崎町中ノ坪地内配水管布設替工事 R6	株式会社新星	
R6. 9. 3	15, 818, 000	長久手市岩作中権代他地内配水管布設替工事 R6	株式会社青山	
R6. 9. 10	36, 520, 000	日進赤池箕ノ手土地地区画整理内配水管布設工事その16 R6	日進管工株式会社	
R6. 9. 18	29, 436, 000	日進市岩藤町長田他地内配水管布設替工事その1 R6	日進管工株式会社	
R6. 9. 18	74, 470, 000	東郷町春木新池地内配水管布設替工事 R6～R7	東三管工株式会社	
R6. 10. 2	14, 102, 000	豊明市沓掛町寺池他地内配水管布設替工事 R6	有限会社一千万水道工業所	
R6. 10. 8	40, 040, 000	鉛ヶ松高嶺線仮設配管布設工事 R6	株式会社三文	
R6. 10. 23	235, 400, 000	日進市岩崎町芦廻間他地内配水管布設替工事 R6～R8	株式会社江原工業	債務負担
R6. 10. 30	75, 240, 000	日進市梅森町向江地内配水管布設替工事その2 R6	株式会社鈴木工務店	
R6. 11. 13	37, 400, 000	豊明間米南部土地地区画整理内仮設配管布設工事その1 R6	カネコ工業株式会社	
R6. 12. 3	17, 820, 000	日進市浅田平子1丁目地内配水管布設替工事 R6～R7	株式会社江原工業	
R6. 12. 18	68, 640, 000	日進香久山西部土地地区画整理内配水管布設工事その5 R6	株式会社山本工務店	
R7. 1. 28	22, 880, 000	日進市藤塚七丁目他地内配水管布設替工事 R6～R7	日進管工株式会社	
R7. 3. 6	332, 398, 000	豊明市大久伝町他地内配水管布設替工事 R6～R8	カネコ工業株式会社	債務負担
R7. 3. 6	303, 795, 800	日進市梅森町新田他地内配水管布設替工事 R6～R8	株式会社二友組	債務負担
R7. 3. 6	279, 939, 000	みよし市東峰ヶ池他地内配水管布設替工事 R6～R8	有限会社ミヨシ設備	債務負担
R7. 3. 6	237, 985, 000	東郷町和合ヶ丘他地内配水管布設替工事 R6～R8	東三管工株式会社	債務負担

契 約 年 月 日	契 約 金 額 (円)	契 約 の 内 容	契 約 の 相 手 方	備 考
R7. 3. 12	285, 659, 000	長久手市喜婦嶽地内配水管布設替工事 その1 R6～R8	株式会社青山	債務負担
R7. 3. 12	48, 554, 000	豊明市新田町郷下他地内配水管布設替 工事 R6～R7	有限会社一千万水道 工業所	債務負担
R7. 3. 12	51, 799, 000	みよし市三好町半野木他地内配水管布 設替工事 R6～R7	有限会社ミヨシ設備	債務負担
R7. 3. 12	64, 570, 000	長久手市塚田地内配水管布設替工事そ の2 R6～R7	株式会社青山	債務負担
R7. 3. 31	38, 896, 000	東郷諸輪小線配水管布設替工事(補助 金) R6～R7	株式会社カネ栄	

イ その他の契約

(1件 税込額1,000万円以上)

契 約 年 月 日	契 約 金 額 (円)	契 約 の 内 容	契 約 の 相 手 方	備 考
R6. 4. 30	29, 645, 000	図面管理システム端末機器買替 R6	株式会社管総研	
R6. 5. 28	10, 169, 990	公用車(43号車)購入 R6	三菱ふそうトラッ ク・バス株式会社 東海ふそう	
R6. 6. 4	19, 030, 000	三ヶ峯配水池増設基本設計業務委託 R6	日本水工設計株式 社 名古屋支社	
R6. 6. 5	24, 052, 600	蟹甲水源管理棟撤去工事 R6	株式会社オサダ	
R6. 6. 18	24, 357, 058	水道料金センター処理等業務委託 R6 ～R7	株式会社 J S O L 名古屋支社	長期継続 契約
R6. 7. 2	13, 090, 000	電気計装設備点検業務委託 R6	三菱電機プラントエ ンジニアリング株式 会社 中部本部	
R6. 8. 1	19, 374, 300	水道料金調定収納管理システム等再構 築に伴う要件定義書作成業務委託 R6	株式会社フュー チャーイン	
R6. 8. 13	63, 723, 000	警備業務委託 R6～R9	株式会社大廣	長期継続 契約
R6. 9. 25	13, 442, 000	豊明二村山減圧弁室基本設計業務委託 R6	日本水工設計株式 社 名古屋支社	
R6. 9. 25	21, 780, 000	図面管理システムソフトウェア保守管 理業務委託 R6～R11	株式会社管総研	長期継続 契約

契 約 年 月 日	契 約 金 額 (円)	契 約 の 内 容	契 約 の 相 手 方	備 考
R6. 11. 13	10, 241, 000	量水器一般修理その6(φ13mm) R6	株式会社ニッコク 名古屋支店	
R6. 12. 17	13, 200, 000	水管橋塗替工事 R6	有限会社武重商会	
R6. 12. 17	10, 824, 000	長久手市城屋敷他地内配水管内ク リーニング工事 R6	株式会社二友組	

(2) 企業債及び一時借入金の概況

ア 企業債

(単位 円)

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備 考
財 務 省	1,960,986,606	500,000,000	127,142,440	2,333,844,166	
地方公共団体 金 融 機 構	307,807,336	0	62,317,975	245,489,361	
合 計	2,268,793,942	500,000,000	189,460,415	2,579,333,527	

イ 一時借入金

該当事項なし

(3) たな卸資産購入限度額

(単位 円)

限 度 額	購 入 額	不 用 額	備 考
58,203,000	44,837,771	13,365,229	(うち、仮払消費税及び地方消費税 4,076,161)

(4) 資産の譲渡の対価以外の収入の使途について

ア 配水管の布設等に伴う補償金 94,734,588円については、工事請負費（課税仕入れ）に 83,687,588円（特定収入）を、職員給与費に 11,047,000円（特定収入以外）をそれぞれ充当した。

イ 消火栓設置等に伴う他会計負担金 3,565,454円については、工事請負費（課税仕入れ）に 3,223,454円（特定収入）を、職員給与費に 342,000円（特定収入以外）をそれぞれ充当した。

ウ 県補助金 34,251,000円については、工事請負費（課税仕入れ）に充当した。

エ 配水管の破損補償金等 13,415,560円については、修繕材料費等（課税仕入れ）に 11,332,421円（特定収入）を、職員給与費に 2,083,139円（特定収入以外）をそれぞれ充当した。

オ 消火栓等の維持管理に伴う他会計負担金 44,628,262円については、工事請負費（課税仕入れ）に 8,633,216円（特定収入）を、職員給与費に 925,000円（特定収入以外）を、維持管理経費（課税仕入れ）に 35,070,046円（特定収入）をそれぞれ充当した。

Ⅲ 財 務 諸 表 附 属 書 類

1 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	915,711,462
減価償却費	2,032,941,715
固定資産除却費	112,564,200
特別損失	100,795
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	147,208
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,393,284
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,071,000
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	598,000
長期前受金戻入額	△ 850,981,054
受取利息	△ 3,244,344
支払利息及び企業債取扱諸費	35,182,506
未収金の増減額 (△は増加)	4,980,761
未払金の増減額 (△は減少)	103,005,748
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 10,321,850
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 1,032,280
営業前払金の増減額 (△は増加)	706,641
営業前受金の増減額 (△は減少)	520,782
預り金の増減額 (△は減少)	2,773,976
小計	2,349,118,550
利息の受取額	3,244,344
利息の支払額	△ 35,182,506
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△ 9,700,000
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 300,000
水道水源環境保全基金の増減額 (△は増加)	△ 17,568,015
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,289,612,373

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,065,306,709
有形固定資産の売却による収入	180,000
無形固定資産の取得による支出	△ 10,996,000
県補助金等の返還金	△ 3,655,581
県補助金等による収入	34,251,000
工事負担金による収入	510,335,042
未収金の増減額 (△は増加)	△ 72,419,051
前払金の増減額 (△は増加)	11,307,140
未払金の増減額 (△は減少)	△ 142,023,446
前受金の増減額 (△は減少)	728,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,737,598,905

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	500,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 189,460,415</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	310,539,585
資金増加額（又は減少額）	△ 137,446,947
資金期首残高	<u>3,133,071,589</u>
資金期末残高	2,995,624,642

2 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業収益費用明細書

(単位 円)

款	項	目	節	金 額	備 考
水道事業収益				7,069,876,759	
	営業収益			6,151,864,433	
		給水収益		5,888,881,753	
			水道使用料	5,855,967,417	
			水道水源環境保全基金収入	32,914,336	
		その他の営業収益		218,354,418	
			手数料	5,511,300	
			雑収益	212,843,118	
		他会計負担金		44,628,262	
			他会計負担金	44,628,262	
	営業外収益			917,962,826	
		受取利息		3,244,344	
			預金利息	3,344	
			有価証券利息	3,091,000	
			基金運用有価証券利息	150,000	
		長期前受金戻		850,981,054	
			国庫補助金長期前受金戻入	14,943,938	
			県補助金長期前受金戻入	21,531,038	

(単位 円)

款	項	目	節	金 額	備 考
			工事負担金 長期前受金戻入	778,175,803	
			受贈財産 評価額長期 前受金戻入	35,792,878	
			寄附金 長期前受金戻入	337,500	
			その他の 長期前受金戻入	199,897	
		雑 収 益		63,737,428	
			賃 貸 料	3,093,960	
			使 用 料	8,053,250	
			そ の 他 雑 収 益	52,531,581	
			その他水道 水源環境保 全基金収入	58,637	
	特 別 利 益			49,500	
		過年度損益 修 正 益		49,500	
			過年度損益 修 正 益	49,500	

(単位 円)

款	項	目	節	金 額	備 考
水道事業費	営業費用	原水及び浄水費		6,154,165,297	
				6,114,960,038	
				2,307,905,032	
			給料	30,285,600	予算額 30,285,600
			手当等	19,479,973	予算額 19,546,653
			賞与引当金繰入額	4,460,000	予算額 4,460,000
			法定福利費	14,243,703	予算額 14,243,703
			法定福利費引当金繰入額	852,000	予算額 852,000
			旅費	7,820	
			備用品費	3,277,805	
			燃料費	182,563	
			光熱水費	106,554	
			通信運搬費	132,000	
			委託料	8,664,570	
			手数料	30,100	
			修繕費	6,133,267	
			動力費	10,238,029	
			薬品費	963,960	
			材料費	946,138	

(単位 円)

款	項	目	節	金 額	備 考
			受 水 費	2, 207, 760, 090	
			保 險 料	118, 560	
			公 課 費	22, 300	
		配 水 及 び 給 水 費		906, 943, 811	
			給 料	68, 437, 295	予算額 68,968,000
			手 当 等	40, 914, 121	予算額 42,327,000
			賞 与 引 当 金 繰 入 額	9, 743, 000	予算額 9,743,000
			法 定 福 利 費	31, 159, 830	予算額 32,212,000
			法 定 福 利 費 引 当 金 繰 入 額	1, 869, 000	予算額 1,869,000
			旅 費	12, 295	
			備 消 品 費	1, 285, 748	
			燃 料 費	508, 059	
			光 熱 水 費	1, 900, 139	
			印 刷 製 本 費	53, 320	
			通 信 運 搬 費	2, 520, 000	
			委 託 料	320, 124, 937	
			手 数 料	40, 291	
			賃 借 料	1, 627, 626	
			修 繕 費	329, 455, 967	

(単位 円)

款	項	目	節	金 額	備 考
			動 力 費	32,645,825	
			助 成 金	50,790,000	
			薬 品 費	2,862,860	
			材 料 費	602,700	
			補 償 費	9,680,000	
			保 険 料	617,198	
			公 課 費	93,600	
		総 係 費		706,903,378	
			給 料	153,358,370	予算額 154,041,000
			手 当 等	103,251,916	予算額 95,962,831
			賞与引当金 繰 入 額	23,506,000	予算額 23,506,000
			報 酬	805,388	予算額 936,000
			法定福利費	74,419,997	予算額 76,018,929
			法定福利費 引当金 繰 入 額	4,534,000	予算額 4,534,000
			旅 費	1,508,620	
			退職給付費	4,393,284	予算額 4,393,284
			報 償 費	30,000	
			被 服 費	1,878,886	
			備 消 品 費	5,676,169	

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考
			燃料費	113,570	
			光熱水費	7,506,867	
			印刷製本費	6,662,900	
			通信運搬費	18,854,458	
			委託料	254,960,563	
			手数料	23,541,872	
			賃借料	7,086,624	
			使用料	2,701,256	
			修繕費	1,559,306	
			研修費	2,351,013	
			負担金	1,408,053	
			厚生費	3,150,000	
			保険料	2,481,047	
			公課費	35,000	
			貸倒引当金繰入額	1,128,219	
		議会及び監査費		1,337,944	
			報酬	854,000	予算額 854,000
			旅費	5,764	
			備用品費	500	

(単位 円)

款	項	目	節	金額	備考
			印刷製本費	306,680	
			委託料	129,000	
			交際費	15,000	予算額 100,000
			会費負担金	27,000	
		水源地環境整備事業費		15,554,958	
			旅費	51,638	
			通信運搬費	11,746	
			賃借料	403,728	
			使用料	17,364	
			助成金	15,048,756	
			保険料	21,726	
		減価償却費		2,032,941,715	
			有形固定資産減価償却費	2,028,497,131	
			無形固定資産減価償却費	4,444,584	
		資産減耗費		143,373,200	
			固定資産除却費	143,373,200	
	営業外費用			39,068,583	
		支払利息及び企業債取扱諸費		35,182,506	
			企業債利息	35,182,506	

(単位 円)

款	項	目	節	金 額	備 考
		雑 支 出		3,886,077	
			そ の 他 雑 支 出	3,886,077	
	特 別 損 失			136,676	
		固 定 資 産 売 却 損		100,795	
			固 定 資 産 売 却 損	100,795	
		過 年 度 損 益 修 正 損		35,881	
			過 年 度 損 益 修 正 損	1,128	
			貸 倒 損 失	34,753	

3 令和6年度愛知中部水道企業団

(1) 有形固定資産

資 産 の 種 類	年 度 当 初 現 在 高	当 年 度 増 加 額	当 年 度 減 少 額	年 度 末 現 在 高
土 地	1,864,700,081	0	0	1,864,700,081
建 物	1,667,373,359	48,470,000	25,864,940	1,689,978,419
構 築 物	89,987,556,206	3,864,118,632	435,574,012	93,416,100,826
機 械 及 び 装 置	3,230,822,155	48,556,800	66,680,414	3,212,698,541
車 両 運 搬 具	104,320,341	11,086,102	5,615,908	109,790,535
工 具 器 具 及 び 備 品	433,359,355	37,630,130	29,235,000	441,754,485
建 設 仮 勘 定	1,177,123,000	2,995,318,677	3,702,824,047	469,617,630
合 計	98,465,254,497	7,005,180,341	4,265,794,321	101,204,640,517

(2) 無形固定資産

資 産 の 種 類	年 度 当 初 現 在 高	当 年 度 増 加 額	当 年 度 減 少 額	当 年 度 減 価 償 却 高
電 話 加 入 権	1,253,115	0	0	—
ソ フ ト 開 発 費	10,916,586	10,996,000	0	4,444,584
合 計	12,169,701	10,996,000	0	4,444,584

(3) 投資その他の資産

資 産 の 種 類	年 度 当 初 現 在 高	当 年 度 増 加 額	当 年 度 減 少 額	当 年 度 減 価 償 却 高
投 資 有 価 証 券	500,000,000	0	0	—

水道事業固定資産明細書

(単位 円)

減 価 償 却 累 計 額			年 度 末 償 却 未 済 高	備 考
当 年 度 額	当 年 度 額	累 計		
—	—	—	1,864,700,081	
31,589,591	24,571,693	1,165,772,202	524,206,217	
1,862,489,298	342,987,569	42,480,509,701	50,935,591,125	
105,396,937	53,252,359	2,029,044,917	1,183,653,624	
6,115,196	5,335,113	85,522,277	24,268,258	
22,906,109	23,978,545	333,821,035	107,933,450	
—	—	—	469,617,630	
2,028,497,131	450,125,279	46,094,670,132	55,109,970,385	

(単位 円)

年 度 末 現 在 高	備 考
1,253,115	
17,468,002	
18,721,117	

(単位 円)

年 度 末 現 在 高	備 考
500,000,000	

4 令和6年度愛知中部水道企業団水道事業企業債明細書

種 類	発 行 年 月 日	発 行 総 額	償 還 高		未 償 還 残 高	発行 価 額	利率	償還終期 年 月 日	備 考
			当 年 度 償 還 高	償 還 高 累 計					
企 業 債	資金運用部 資 金	円	円	円	円	円	%		
	H7.3.27	248,500,000	16,343,554	248,500,000	0	—	4.65	R7.3.1	
	〃	H8.3.14	240,200,000	13,212,006	226,568,539	13,631,461	—	3.15	R8.3.1
	〃	H9.3.25	298,600,000	15,460,145	266,359,677	32,240,323	—	2.80	R9.3.1
	〃	H10.3.25	148,100,000	7,068,904	125,985,262	22,114,738	—	2.10	R10.3.1
	〃	H11.3.25	252,000,000	11,779,449	202,342,485	49,657,515	—	2.10	R11.3.1
	〃	H12.3.24	257,300,000	11,709,444	195,126,325	62,173,675	—	2.00	R12.3.1
	〃	H13.3.26	165,800,000	7,249,482	119,791,001	46,008,999	—	1.60	R13.3.1
	〃	H14.3.25	110,400,000	4,865,735	73,188,993	37,211,007	—	2.20	R14.3.1
	財政融 資 金	H15.3.25	51,500,000	2,152,960	33,316,772	18,183,228	—	1.20	R15.3.1
	〃	H16.3.25	50,000,000	2,101,336	29,081,771	20,918,229	—	2.00	R16.3.1
	〃	H17.3.25	16,900,000	696,908	9,068,295	7,831,705	—	2.10	R17.3.1
	〃	H18.3.27	39,100,000	1,579,039	19,368,121	19,731,879	—	2.10	R18.3.1
	〃	H19.3.26	48,800,000	1,930,026	22,202,232	26,597,768	—	2.10	R19.3.1
	〃	H20.3.25	55,400,000	2,145,757	23,013,937	32,386,063	—	2.10	R20.3.1
	〃	R4.3.25	300,000,000	6,494,391	19,328,649	280,671,351	—	0.80	R44.3.1
	〃	R5.3.27	700,000,000	13,345,364	26,505,835	673,494,165	—	1.40	R45.3.1
	〃	R6.3.25	500,000,000	9,007,940	9,007,940	490,992,060	—	1.60	R46.3.1
	〃	R7.3.25	500,000,000	0	0	500,000,000	—	2.30	R47.3.1
	計		3,982,600,000	127,142,440	1,648,755,834	2,333,844,166			
公 営 企 業 債	公営企業金 融公庫資金	H9.3.28	58,700,000	3,440,043	58,700,000	0	—	2.90	R7.3.20
	〃	H9.3.28	152,700,000	8,905,883	152,700,000	0	—	2.85	R7.3.20
	〃	H10.3.25	25,600,000	1,370,790	24,198,886	1,401,114	—	2.20	R8.3.20
	〃	H10.3.25	76,300,000	4,067,345	72,144,737	4,155,263	—	2.15	R8.3.20
	〃	H11.3.30	168,000,000	8,731,191	149,980,775	18,019,225	—	2.10	R9.3.20
	〃	H12.3.30	192,700,000	9,739,093	162,292,367	30,407,633	—	2.00	R10.3.20
	〃	H13.4.27	134,200,000	6,385,565	107,780,980	26,419,020	—	1.35	R11.3.20
	〃	H14.3.28	89,600,000	4,395,716	66,119,114	23,480,886	—	2.20	R12.3.20
	〃	H15.3.25	48,500,000	2,241,551	34,423,241	14,076,759	—	1.30	R13.3.20
	〃	H16.3.23	50,000,000	2,326,384	32,423,167	17,576,833	—	1.90	R14.3.20
	〃	H17.3.23	83,100,000	3,810,038	49,576,940	33,523,060	—	2.10	R15.3.20
	〃	H18.3.23	60,900,000	2,731,477	33,708,884	27,191,116	—	2.00	R16.3.20
	〃	H19.3.29	51,200,000	2,251,402	25,899,208	25,300,792	—	2.10	R17.3.20
	〃	H20.3.28	44,600,000	1,921,497	20,662,340	23,937,660	—	2.05	R18.3.20
	計		1,236,100,000	62,317,975	990,610,639	245,489,361			
	合 計		5,218,700,000	189,460,415	2,639,366,473	2,579,333,527			

